

役員退職慰労金規程

昭和53年7月1日

(社)日本工作機械工業会

(目 的)

第1条 この規程は、定款第43条の規定に基づき、本会の役員退職慰労金に関し必要な事項を定める。

(退職慰労金の支給)

第2条 会務の執行に常時あたる副会長及び専務理事（以下「役員」という。）が退職したときは、退職慰労金を支給する。ただし、役員が、定款第15条第1項第2号の規定に該当して解任又は解嘱されたときは、退職慰労金を支給しない。

2. 役員が任期満了により退職した場合において、その者が引きつづき役員になったときは、退職慰労金を支給せず、最終の退職時に退職慰労金を支給する。この場合における在職月数の計算は、在職期間を通算して行う。

(退職慰労金の算定)

第3条 役員退職慰労金は、退職時の本俸に次の月数を乗じた額とする。

在職1年以上2年未満の者	1年につき1月
在職2年以上3年未満の者	1年につき1.2月
在職3年以上5年未満の者	1年につき1.5月
在職5年以上10年未満の者	1年につき2月
在職10年以上	1年につき2.5月

2. 在職中特に功労のあった役員に対しては、前項の退職慰労金を増額して支給することができる。

3. 在職期間の計算は、役員を選任又は委嘱の月から暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

附 則

1. この規程は、昭和53年7月1日から施行する。

2. 昭和53年7月1日現在において在任中の第2条に定める役員が、昭和53年7月1日以後に退職したときの退職慰労金の算定は、日本工作機械工業会及び社団法人日本工作機械輸出振興会における在任期間を通算して行うものとする。